

年金記録確認千葉地方第三者委員会（第9回）議事要旨

1. 日 時 平成19年10月4日（木）13時30分から16時35分
2. 場 所 千葉地方合同庁舎1階共用会議室
3. 出席者
（委員）福嶋委員長、内田委員長代理、板倉委員、市川委員、大味委員、佐久間委員、
高橋委員、野田委員、藤井委員、藤代委員
（千葉行政評価事務所）森田所長 ほか
（事務室）見田室長、嶋田主任調査員 ほか
4. 議 題
 - (1) 申立事案の審議
 - (2) その他
5. 会議経過
 - (1) 当委員会に申立てがあった事案 11 件（厚生年金 1 件、国民年金 10 件）について審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
 - (2) 審議の結果、国民年金 3 件について、記録訂正の必要があるとのあっせん案を作成し、決定した。また、これ以外の 8 件については結論に至らず、審議を継続することとした。
 - (3) 次回は、10 月 11 日（木）13 時 30 分から開催することとした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認千葉地方第三者委員会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成19年10月11日（木）13時30分から16時30分
2. 場 所 千葉地方合同庁舎 1階共用会議室
3. 出席者
（委員）福嶋委員長、内田委員長代理、板倉委員、市川委員、大味委員、佐久間委員、
高橋委員、藤井委員、藤代委員
（千葉行政評価事務所）森田所長 ほか
（事務室）見田室長、嶋田主任調査員 中山調査員 ほか
4. 議 題
 - (1) 申立事案の審議
 - (2) その他
5. 会議経過
 - (1) 当委員会に申立てがあった事案9件（国民年金9件）について審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
 - (2) 審議の結果、1件について、記録訂正の必要があるとのあっせん案を作成し、決定した。
また、4件について、記録訂正の必要があるとのあっせん案を作成することを決定するとともに、2件の事案について納付記録の訂正の必要はないと判断した。
なお、これ以外の2件については結論に至らず、審議を継続することとした。
 - (3) 次回は、10月18日（木）14時00分から開催することとした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認千葉地方第三者委員会（第11回） 議事要旨

1. 日 時 平成19年10月18日（木）14時00分から17時00分
2. 場 所 千葉地方合同庁舎 1階共用会議室
3. 出席者
（委員）福嶋委員長、内田委員長代理、板倉委員、大味委員、佐久間委員、高橋委員、
野田委員、藤井委員、藤代委員
（千葉行政評価事務所）森田所長 ほか
（事務室）見田室長、嶋田主任調査員 中山調査員 ほか
4. 議 題
 - (1) 申立事案の審議
 - (2) その他
5. 会議経過
 - (1) 当委員会に申立てがあった事案 10 件（厚生年金 1 件、国民年金 9 件）について審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
 - (2) 審議の結果、2 件について、記録訂正の必要があるとのあっせん案を作成し、決定した。
また、5 件について、記録訂正の必要があるとのあっせん案を作成することを決定した。
なお、これ以外の 3 件については結論に至らず、審議を継続することとした。
 - (3) 次回は、10 月 25 日（木）13 時 30 分から開催することとした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認千葉地方第三者委員会（第12回） 議事要旨

1. 日 時 平成19年10月25日（木）13時30分から16時40分
2. 場 所 千葉地方合同庁舎 1階共用会議室
3. 出席者
（委員）福嶋委員長、内田委員長代理、板倉委員、市川委員、大味委員、佐久間委員、
高橋委員、野田委員、藤井委員、藤代委員
（千葉行政評価事務所）森田所長 ほか
（事務室）見田室長、嶋田主任調査員 中山調査員 ほか
4. 議 題
（1）申立事案の審議
（2）その他
5. 会議経過
（1）当委員会に申立てがあった事案 15 件（厚生年金 2 件、国民年金 13 件）について審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
（2）審議の結果、国民年金事案 7 件について、記録訂正の必要があるとのあっせん案を作成し、決定した。
また、国民年金事案 2 件について、記録訂正の必要があるとのあっせん案を作成することを決定するとともに、国民年金事案 1 件について納付記録の訂正の必要はないと判断した。
なお、これ以外の 5 件については結論に至らず、審議を継続することとした。
（3）次回は、11 月 1 日（木）13 時 30 分から開催することとした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕